

平成30年度 事業計画書

I 基本方針

少子高齢化の急速な進展を背景として、労働力人口の減少が見込まれる中、高年齢者のなお一層の活躍が期待されています。高年齢者が自ら培った知識や経験を活かし、地域社会の中で多様な就労を通じて、健康で生きがいを持って生活が送れるよう、なお一層の環境の整備が必要となってきました。

従来型でないさまざまな雇用形態が導入拡大されるなどますますその多様化が進んできている中、当センターにおきましても、指定管理運営事業、派遣事業の充実を図りつつさらなる開拓・開発し進展していきます。また、空き家管理対策事業、介護予防・日常生活支援総合事業への取り組みを、平成30年度から具体的事業展開していきます。また、鎌ヶ谷市広報の全戸配布事業については担当職員を配置して平成31年度からの事業となります。請負・委託事業として臨時的且つ短期的な就業又はその他の軽易な業務の原則を守りつつ、着実に就業開拓・開発に努めていきます。

以上の計画を充実するためには、会員の増強が急務となります。新たにポイント制度等を実施して事業の進展に努めていきます。

これら事業を市当局及び民間事業者のご協力と諸団体のご指導をいただき、邁進させてまいりますことシルバー人材センターの基本理念である。「自主・自立」、「共働・共助」の下、地域貢献を目指して実現させていきます。

そして次の事業計画を確実に実行していきます。

II 組織体制の充実

(1) センターの組織体制の強化

- ① 公益社団法人として積極的に事業を展開するため、各機関決定の上、共有することは理事会の責任に属するというのを再認識し、適宜点検や見直しを行い、組織体制の強化を図っていきます。
- ② 会員とセンターのパイプ役である地域班を通じて、センターの方針や情報を提供し、事業の拡大や会員の自主的活動を促進し、センター運営の連携強化を図ります。

(2) 事務局体制の刷新強化

- ① 将来の事業拡大に備え、職員の講習会等参加し事業の進展を図り、職業紹介事業、自主事業の開発等に対応できるよう事務局体制の充実と強化を図ります。
- ② 公益社団法人として適切に対応できる知識や情報を収集するため、各種研修等に参加し、職員の資質の向上を図るとともに事務改善や会計事務の適正管理に努めます。

(3) 会員の拡充と資質の向上

- ① センターの設立趣旨に賛同し、健康で働く意欲と、能力、知識、経験を有する会員

を確保し、拡充するため、センターのホームページや市の広報紙に掲載するほか、地域班・職群班等を活用した募集活動を行います。

- ② シルバー人材センターの体制強化に向けた「役員・班長等の研修会」開催し、また、新会員を対象とした接遇研修等を実施するほか、センターの基本理念の浸透と、会員の資質の向上に努めます。
- ③ 会員の増強には帰属意識の高揚が一番です。そのためにポイント制度を導入して実績を上げていきます。

Ⅲ 総務部会

(1) 理事・班長等の年間活動調整を図るため、次の事業を行います。

① 理事・班長会議の開催

理事・班長会議を組織的に密にして、一般会員が抱える諸問題を理事会へ反映していきます。

② 地区懇談会と親睦事業の実施

地区懇談会と親睦事業を実施して、会員相互の交流を深め、会員としての意識向上を図ります。

③ 外部研修会への参加

全シ協及び千シ連が主催する研修会等に積極的に参加し、情報収集・情報交換等を行い、資質の向上に努めます。

④ 会員の就業機会を確保するため、市内の公共施設の指定管理者の指定を目指して、取り組んでいきます。

⑤ 鎌ケ谷市社会福祉センター指定管理者

「生きがいあふれる憩いの場」を提供するため、安全と衛生に注力して市民が安心して気軽に利用できる施設管理を行います。

また、高齢者の相談、レクリエーションなど高齢者福祉を通して、サービスの向上に努めます。また、指定管理運営が最終年になります。8月ごろに実施されるプレゼンテーションに参加して継続運営を目指していきます。

⑥ 鎌ケ谷市コミュニティセンター3館（鎌ケ谷・道野辺中央・南初富）の指定管理者として平成27年4月1日から平成32年3月31日まで5年間の受託をうけ運営して参ります。

鎌ケ谷市コミュニティセンターは、地域住民が集う施設であり、多くの住民が、多目的に利用でき、親しみが持てるような場になるよう努めていきます。

地域の皆さんが自主的なサークル活動を通じて、相互の交流を深め生活環境の向上と、人間性豊かな地域社会の形成を図るため設置した施設であることを肝に銘じ、貸し館業務だけでなく、地域住民のサービスの向上に努めていきます。

3館については大変好評頂いていますが更なる努力してまいります。

⑦ 派遣事業の実施

千シ連が派遣元となって実施する派遣事業の鎌ケ谷市事務所として実施しています。適正就業の徹底や請負・委任になじまない形態の就業機会の確保を図ってい

きます。

鎌ケ谷市内小中学校 1 校及び鎌ケ谷市公立保育園 4 園を平成 27 年度から派遣委託事業として取り組んでおりますが、千シ連主催の高齢者活躍人材育成事業による各講習会により技能向上を図りさらなる拡充していきます。

⑧ 調査研究事業

時代の要請に応じた事業展開を図るため、高齢者、市民、事業所等に対し、高齢者の就業に対する意識の変化や、就業の実態に関する調査、本事業への評価、健康づくりの推進に関する調査などを行います。

⑨ 職業紹介事業の実施

高齢者雇用安定法が改正され平成 27 年度より、職業紹介事業への移行に伴い、適切に事業を実施していきます。

⑩ 介護事業への取り組みについて

平成 27 年介護保険制度改正によりシルバー人材センターにおいても介護支援事業を実施できることから、平成 29 年 3 月から研修会等開催して平成 30 年度は、具体的事業とし展開していきます。

⑪ 児童見守り活動の実施

平成 28 年 11 月から、児童見守りを市から受託し、実施せて参りましたが、子供の安全で安心な街づくりに貢献し更なる事業充実に努めていきます。

⑫ 空き家管理対策事業について

平成 29 年 2 月に「空き家管理対策」事業を市と協定書を交わして、平成 30 年度から鎌ケ谷市の、空家等の適正な管理審議委員会に参加して鎌ケ谷市の良好な生活環境の保全及び安全で安心な街づくり貢献していきます。

⑬ 鎌ケ谷市広報の全戸配布事業について

平成 31 年度からの全戸配布に向けて平成 30 年度から専従の職員を配置し配布率を向上させるための準備態勢を確立し、事業を展開していきます。

IV 事業実施活動

(1) 就業開拓と会員拡大事業

雇用によらない「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業機会の確保のため、市民、事業所、官公庁等に対し、就業機会の開拓を目的した活動を行います。

- ① 就業開拓のベースとなる会員のスキルシートを作成し、就業開拓をしやすいように会員データの充実を図ります。
- ② 新規就業開拓の充実を図るため、就業開拓担当理事を決定し、事業を行います。
- ③ 担当理事や事務職員が地域の家庭や民間事業所、官公署等を訪問、面談し、高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の就業能力や経験を把握分析し、地域のニーズに対応できる就業の確保を行います。
- ④ 中期計画に基づき、着実に事業実施するとともに会員の増強に努めていきます。

(2) 既存就業維持・拡大事業

現に就業先である地域の家庭や民間事業所、官公署等を訪問し就業の継続及び改善等を行い、かつ新たな業務の拡大を図ります。

(3) 相談事業

入会を希望する高齢者を対象に入会説明会を実施するとともに、高齢者からの相談に対応するほか、地域で就業する高齢者のためワンストップサービスセンターを目指し、雇用・就業・就業能力開発・ボランティア活動等に係る相談や情報提供を市民や高齢者に行います。

- ① 入会説明会を定期的に行います。(原則、月2回)
- ② 公民館、福祉健康フェア等各イベントに積極的に参加し、適宜相談に対応します。
- ③ 就業相談は、市民・高齢者に対応します。

(4) 普及啓発事業

本事業への信頼と理解が得られるよう、市民、事業所、官公庁等に対し、事業の意義や基本理念、仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の事業に対する意識啓発を行います。

- ① 高齢者の入会促進や適正な就業の維持を図ります。
- ② 各種イベントへの参加による周知や広報を行います。
- ③ ボランティア活動を希望する高齢者を対象に「できることを」「できる範囲で」取り組んで社会参加活動を市民と連携して実施し、センターのPRと地域貢献に努めます。
- ④ 市民・会員ふれあいグラウンドゴルフ大会の開催(市後援)福祉・健康維持とともに交流を深めていきます。

(5) 研修・講習事業

地域に高齢者に適した臨時的かつ短期的な就業、又はその他の軽易な業務が存在していても、それを遂行するために必要な能力が高齢者自身の知識・経験でカバーできない場合は、必要な技能・知識を付与することで就業に結びつけます。

- ① センター内外の講師による「植木剪定講習会」「除草講習会」など会員・市民を対象とした技能講習会を開催し会員の技能向上を図り、又、会員に対する接遇研修を行い資質向上に努めます。
- ② 今後は、会員に対して事務系の就業も対応できるようにするため、実務的なPC研修を行います。

(6) 安全・適正就業事業

高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と適正就業を促進し、啓発活動を行います。

① 安全・適正就業の指導及び研修

安全・適正就業の意識向上と作業別の安全就業基準の徹底を図り、事故防止に努めます。

② 事故防止

就業現場の巡回指導を行い、安全に対する意識の高揚に努めます。

③ 健康管理

定期健康診断を推進し、自己の健康管理意識を高め、会員の健康就業に努めます。

④ 交通安全

外部講師に依頼して、交通安全講習を実施し、市民、高齢者、会員の事故防止に努めます。

⑤ 安全・適正就業委員会、年4回会議開催し適正就業及び事故防止に努めます。